

上田市体育施設使用料等取扱要項

令和8年4月1日施行

上田市文化スポーツ観光部
スポーツ推進課

【注意】

この要項は、上田市体育施設条例、上田市市民の森わしば山荘条例、上田市市民の森馬術場条例、上田市室内プール条例及び上田市真田温泉健康ランドふれあいさなだ館条例（以下、それぞれの条例における「上田市」を省略して記載する。）に規定されている使用料及び利用料金（以下「使用料等」という。）の徴収、減額又は免除（以下「減免」という。）、及び還付に関する基準を示すものである。

1 使用料等の徴収について

次のいずれかに該当する場合、使用料等の徴収は行わない。

- ① 市の各機関が実施する事業であって、使用料等を一般会計又は特別会計（ただし、企業会計を除く。）から執行する必要があるもの
- ② 指定管理者が実施する自主事業又はその他自身が管理する施設で行う事業であって、使用料等を自身の会計から直接執行する必要があるもの

2 上田市体育施設使用料減免取扱要項について

(1) 体育施設条例第11条及び第14条（ただし、第13条第1項第1号から第3号の施設を利用する場合に限る。）、市民の森わしば山荘条例第8条並びに市民の森馬術場条例第10条に規定する使用料等の減免については、次に定めるところによる。

No.	利用者	減免率 (%)			備 考
		施設使用料	附属器具使用料	冷暖房使用料 電灯使用料	
1	市 市教育委員会 市が設置する附属機関等	100	100	100	・上記1(1)①に該当しない事業 ・委託事業を含む ・公務活動に限るが、上田市消防団の場合は公務活動以外も対象とする。
2	市スポーツ協会	100	100	0	上記1(1)②に該当しない主催事業
3	市スポーツ協会加盟団体	100	100	0	主催する中学生以下対象の大会、教室
		50	50	0	上記以外の事業
4	市内スポーツ少年団	100	100	0	
5	市内総合型地域スポーツクラブ *スポーツ推進課が別に定める 認定基準を満たすクラブに限定	100	100	0	クラブ主催の次の事業に限る。 ・参加者を公募するスポーツ事業 ・中学生以下対象の大会、教室
		50	50	0	上記以外の事業
6	市内保育園・幼稚園・小学校・ 中学校・養護学校・認定こども 園・児童発達支援センター	100	100	100	授業、教育活動に限る。
		100	100	0	部又はクラブ活動。
7	市内高等学校	100	100	0	授業、教育活動、平日16時から 19時までの部活動に限る。
		50	50	0	上記時間以外の部活動。
8	市内大学・専修学校・各種学校	50	50	0	授業、教育活動に限る。
9	中学校体育連盟・高等学校体育 連盟・高等学校野球連盟（上 小、東信、長野県）	100	100	0	総合・新人体育大会に限る。 （ただし県営上田野球場と上田 市体育施設を同時に利用する場 合であって、かつ入場料を徴収 するものは、長野県営運動場の 利用料金に関する規則に準ず る。）
10	市内自治会 市内公民館分館 市内育成会	100	100	0	自治会、分館、育成会が主催す る事業に限る。
11	国・県・他の地方公共団体	100	100	0	公務活動に限る。
12	市内社会福祉関係団体	100	100	0	社会福祉協議会、福祉団体等 による障がい者の社会適応訓練 に限る。
13	長野県認定強化指定団体及び個人	50	50	0	指定証を提示する場合に限る。

(2) 注意事項

- ① 上記の減免は、No.9備考欄但し書きに該当する場合を除き、入場料を徴収しない専用利用での場合のみとし、No.13に該当する場合を除き、減免申請書の提出を以って適用させるものとする。
- ② 減免申請時には、原則として、事業内容が分かる要項等の資料を添付する。参加費を徴収する場合は予算書も添付する。
- ③ 利用者が団体の場合における施設利用申請及び減免の申請は、申請団体の長の氏名にて行う。
- ④ 減免により生じた10円未満の端数は切り上げる。
- ⑤ 減免の申請内容に問題が認められる場合は、減免措置の適用を受けられない。また、減免承認後に問題が認められた場合は、承認を取り消すものとする。
- ⑥ 上記の減免は、指定管理者による自主事業を除く。

3 障がい者個人使用料の減免取扱要項について

(1) 体育施設条例、室内プール条例、市民の森馬術場条例及び真田温泉健康ランドふれあいさなだ館条例に規定されている個人の使用料に関する、障がい者個人の使用料の減免については、次に定めるところとする。

(2) 対象者は次のとおりとする。

区 分	対 象 者
身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちの方及び必要と認められる引率者又は介護人
知的障がい者	療育手帳をお持ちの方及び必要と認められる引率者又は介護人
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証をお持ちの方及び必要と認められる引率者又は介護人

(3) 引率又は介護人については原則1人とする。2人以上必要な場合は、施設責任者に相談するものとする。

(4) 減免率

通常の施設使用料の2分の1を減免する。
ただし、10円未満の金額があるときは、切り上げるものとする。

(5) 対象施設は、次のとおりとする。

城跡公園陸上競技場、同弓道場、自然運動公園アーチェリー場、同プール、丸子弓道場、依田窪プール、室内プール、ふれあいさなだ館プール、塩田の郷マレットゴルフ場、天下山マレットゴルフ場、武石森林公園マレットゴルフ場、市民の森馬術場

(6) 減免するのは当日の使用料のみとし、回数券及び通年券は除くものとする。

4 還付の基準について

(1) 体育施設条例第12条及び第15条並びに市民の森わしば山荘条例第9条に規定する還付は、次に定めるところによる。

- ① 上田市又は指定管理者の都合や気象状況により、利用の許可を取り消した場合
100分の100
- ② 利用者の責任でない理由によって利用許可を取り消したとき
100分の100
- ③ 利用者の都合により、利用申請を取り消した場合の使用料の還付及びその率は、次のとおりとする。
 - ア 利用日13日前～6日前の取消 100分の50
 - イ 利用日5日前～当日の取消 100分の0

(2) 購入後の回数券、通年券及び半年券等の既納料金は還付しない。

5 その他

市長が特に必要と認める場合においては、この要項に定める基準以外の徴収方法、減免又は還付を行うことができる。